

令和 8 年度

# 滝 沢 市 予 算 書

(企 業 会 計 を 除 く)

岩 手 県 滝 沢 市

# 目

# 次

議案第 1 号 令和8年度滝沢市一般会計予算	1
第1表 歳入歳出予算	2
第2表 債務負担行為	8
第3表 地方債	9
議案第 2 号 令和8年度滝沢市国民健康保険特別会計予算	11
第1表 歳入歳出予算	12
議案第 3 号 令和8年度滝沢市後期高齢者医療特別会計予算	15
第1表 歳入歳出予算	16
議案第 4 号 令和8年度滝沢市介護保険特別会計予算	19
第1表 歳入歳出予算	20
議案第 5 号 令和8年度滝沢市介護保険介護サービス事業特別会計予算	23
第1表 歳入歳出予算	24

## 令和 8 年度滝沢市一般会計予算

令和 8 年度滝沢市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 24,000,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和 8 年 2 月 20 日提出

滝沢市長 武田 哲

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較増減(△)
1 市税		5,817,929	5,607,309	210,620
	1 市民税	2,946,807	2,768,932	177,875
	2 固定資産税	2,282,534	2,257,746	24,788
	3 軽自動車税	202,144	210,199	△8,055
	4 たばこ税	386,444	370,432	16,012
2 地方譲与税		207,254	214,994	△7,740
	1 地方揮発油譲与税	38,968	47,946	△8,978
	2 自動車重量譲与税	145,861	143,948	1,913
	3 森林環境譲与税	22,425	23,100	△675
3 利子割交付金		12,965	10,072	2,893
	1 利子割交付金	12,965	10,072	2,893
4 配当割交付金		28,369	17,956	10,413
	1 配当割交付金	28,369	17,956	10,413
5 株式等譲渡所得割交付金		34,683	20,675	14,008
	1 株式等譲渡所得割交付金	34,683	20,675	14,008
6 法人事業税交付金		64,843	65,056	△213
	1 法人事業税交付金	64,843	65,056	△213
7 地方消費税交付金		1,454,387	1,340,091	114,296
	1 地方消費税交付金	1,454,387	1,340,091	114,296
8 ゴルフ場利用税交付金		4,144	4,884	△740
	1 ゴルフ場利用税交付金	4,144	4,884	△740
9 環境性能割交付金		2,316	13,761	△11,445
	1 環境性能割交付金	2,316	13,761	△11,445
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金		21,082	20,555	527

(単位 千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較増減(△)
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	21,082	20,555	527
11 地方特例交付金		87,048	76,244	10,804
	1 地方特例交付金	87,048	76,244	10,804
12 地方交付税		5,304,674	5,084,164	220,510
	1 地方交付税	5,304,674	5,084,164	220,510
13 交通安全対策特別交付金		4,703	5,274	△571
	1 交通安全対策特別交付金	4,703	5,274	△571
14 分担金及び負担金		79,249	76,771	2,478
	1 負担金	79,249	76,771	2,478
15 使用料及び手数料		144,567	141,340	3,227
	1 使用料	124,589	120,862	3,727
	2 手数料	19,978	20,478	△500
16 国庫支出金		4,796,092	5,113,395	△317,303
	1 国庫負担金	2,340,117	2,240,915	99,202
	2 国庫補助金	2,444,127	2,861,040	△416,913
	3 国庫委託金	11,848	11,440	408
17 県支出金		2,137,245	1,985,517	151,728
	1 県負担金	1,332,721	1,261,958	70,763
	2 県補助金	704,755	563,169	141,586
	3 県委託金	99,769	160,390	△60,621
18 財産収入		26,509	25,164	1,345
	1 財産運用収入	25,021	20,194	4,827
	2 財産売払収入	1,488	4,970	△3,482
19 寄附金		123,368	115,536	7,832

滝沢市一般会計

(単位 千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較増減(△)
	1 寄附金	123,368	115,536	7,832
20 繰入金		1,044,069	727,424	316,645
	1 基金繰入金	1,015,653	700,559	315,094
	2 特別会計繰入金	28,416	26,865	1,551
21 繰越金		150,000	150,000	0
	1 繰越金	150,000	150,000	0
22 諸収入		516,804	838,818	△322,014
	1 延滞金、加算金及び過料	6,001	7,001	△1,000
	2 市預金利子	51	28	23
	3 貸付金元利収入	86,000	89,000	△3,000
	4 受託事業収入	1,001	1,001	0
	5 雑入	423,751	741,788	△318,037
23 市債		1,937,700	597,000	1,340,700
	1 市債	1,937,700	597,000	1,340,700
歳 入 合 計		24,000,000	22,252,000	1,748,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較増減(△)
1 議会費		193,887	197,106	△3,219
	1 議会費	193,887	197,106	△3,219
2 総務費		2,503,218	2,290,127	213,091
	1 総務管理費	1,877,654	1,640,500	237,154
	2 徴税費	388,267	388,176	91
	3 戸籍住民基本台帳費	120,233	124,792	△4,559
	4 選挙費	55,124	57,340	△2,216
	5 統計調査費	38,956	56,831	△17,875
	6 監査委員費	22,984	22,488	496
3 民生費		10,312,008	9,871,290	440,718
	1 社会福祉費	4,109,667	3,784,821	324,846
	2 児童福祉費	5,484,147	5,393,104	91,043
	3 生活保護費	718,192	693,363	24,829
	4 災害救助費	1	1	0
	5 災害援護資金貸付金	1	1	0
4 衛生費		2,180,273	2,115,776	64,497
	1 保健衛生費	729,402	696,343	33,059
	2 清掃費	1,415,765	1,384,327	31,438
	3 上水道費	35,106	35,106	0
5 労働費		29,324	28,822	502
	1 労働諸費	29,324	28,822	502
6 農林水産業費		462,726	974,292	△511,566
	1 農業費	417,260	907,484	△490,224
	2 林業費	45,466	66,808	△21,342

(単位 千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較増減(△)
7 商工費		553,828	551,350	2,478
	1 商工費	553,828	551,350	2,478
8 土木費		1,846,162	1,840,792	5,370
	1 土木管理費	1,714	1,759	△45
	2 道路橋梁費	1,060,382	999,900	60,482
	3 河川費	176,793	189,648	△12,855
	4 都市計画費	589,296	602,112	△12,816
	5 住宅費	17,977	47,373	△29,396
9 消防費		817,500	778,788	38,712
	1 消防費	817,500	778,788	38,712
10 教育費		2,450,751	1,997,465	453,286
	1 教育総務費	358,406	365,318	△6,912
	2 小学校費	650,189	437,673	212,516
	3 中学校費	445,150	238,987	206,163
	4 幼稚園費	10,800	11,500	△700
	5 社会教育費	176,254	177,460	△1,206
	6 保健体育費	809,952	766,527	43,425
11 災害復旧費		4	4	0
	1 農林水産業施設災害復旧費	2	2	0
	2 公共土木施設災害復旧費	2	2	0
12 公債費		2,640,318	1,596,187	1,044,131
	1 公債費	2,640,318	1,596,187	1,044,131
13 諸支出金		1	1	0
	1 普通財産取得費	1	1	0

(単位 千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較増減(△)
14 予備費		10,000	10,000	0
	1 予備費	10,000	10,000	0
歳 出 合 計		24,000,000	22,252,000	1,748,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
滝沢市コミュニティバス運行委託費の支払に必要とする経費についての債務負担	自 令和8年度 至 令和9年度	32,578
水洗便所改造資金借受者に対する利子補給についての債務負担	自 令和8年度 至 令和13年度	融資期間において融資した元本について期間融資残高に対し、年5.0%以内で計算した額
水洗便所改造資金の金融機関融資に係る損失補償額についての債務負担	自 令和8年度 至 令和13年度	水洗便所改造資金融資額に係る損失額
中小企業振興資金の融資に伴う利子補給についての債務負担	自 令和8年度 以降当分の間	各融資の残高に対し年2.0%以内で計算した額
中小企業振興資金及び岩手県小口事業資金融資に係る保証料補給についての債務負担	自 令和8年度 以降当分の間	岩手県信用保証協会の定める保証料の額
市道等維持修繕（土木・北地区）工事の工事請負費の支払に必要とする経費についての債務負担	自 令和8年度 至 令和9年度	契約書に定める契約単価等に施工数量を乗じた工事代金となる経費の額
市道等維持修繕（土木・西地区）工事の工事請負費の支払に必要とする経費についての債務負担	自 令和8年度 至 令和9年度	契約書に定める契約単価等に施工数量を乗じた工事代金となる経費の額
市道等維持修繕（土木・東地区）工事の工事請負費の支払に必要とする経費についての債務負担	自 令和8年度 至 令和9年度	契約書に定める契約単価等に施工数量を乗じた工事代金となる経費の額
市道等維持修繕（土木・南地区）工事の工事請負費の支払に必要とする経費についての債務負担	自 令和8年度 至 令和9年度	契約書に定める契約単価等に施工数量を乗じた工事代金となる経費の額
市道等維持修繕（土木・中央地区）工事の工事請負費の支払に必要とする経費についての債務負担	自 令和8年度 至 令和9年度	契約書に定める契約単価等に施工数量を乗じた工事代金となる経費の額

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
コミュニティセンター整備事業	2,800	普通貸借又は証券発行	年7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を変更し、又は繰上償還もしくは借換えすることができる。
交通政策推進事業	4,700			
電子入札システム導入事業	5,500			
庁舎等改修事業	31,500			
児童福祉施設整備事業	48,100			
県営農村災害対策整備事業	26,000			
農林業施設整備事業	2,200			
道路整備事業	251,100			
河川整備事業	135,000			
公園施設整備事業	45,200			
市営住宅整備事業	400			
消防施設整備事業	20,100			
学校給食センター整備事業	400			
埋蔵文化財センター整備事業	3,600			
学校整備事業	129,800			
社会体育施設整備事業	42,800			
総務債借換債	1,188,500			
計	1,937,700			



## 令和 8 年度滝沢市国民健康保険特別会計予算

令和 8 年度滝沢市の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,701,521 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

滝沢市長 武田 哲

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較増減(△)
1 国民健康保険税		823,419	751,230	72,189
	1 国民健康保険税	823,419	751,230	72,189
2 使用料及び手数料		81	121	△40
	1 手数料	81	121	△40
3 国庫支出金		3,521	1	3,520
	1 国庫補助金	3,521	1	3,520
4 県支出金		3,491,159	3,300,063	191,096
	1 県補助金	3,491,158	3,300,062	191,096
	2 財政安定化基金交付金	1	1	0
5 財産収入		1	1	0
	1 財産運用収入	1	1	0
6 繰入金		376,832	442,871	△66,039
	1 他会計繰入金	318,660	342,954	△24,294
	2 基金繰入金	58,172	99,917	△41,745
7 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
8 諸収入		6,507	9,007	△2,500
	1 延滞金、加算金及び過料	6,503	9,003	△2,500
	2 預金利子	1	1	0
	3 雑入	3	3	0
歳 入 合 計		4,701,521	4,503,295	198,226

歳 出

(単位 千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較増減(△)
1 総務費		46,631	41,231	5,400
	1 総務管理費	34,205	31,919	2,286
	2 徴収費	12,196	9,082	3,114
	3 運営協議会費	230	230	0
2 保険給付費		3,440,272	3,265,269	175,003
	1 療養諸費	2,930,007	2,783,345	146,662
	2 高額療養費	500,350	470,350	30,000
	3 移送費	10	10	0
	4 出産育児諸費	7,504	9,004	△1,500
	5 葬祭諸費	2,400	2,550	△150
	6 傷病手当金	1	10	△9
3 国民健康保険事業費納付金		1,110,599	1,090,354	20,245
	1 医療給付費分	714,416	728,008	△13,592
	2 後期高齢者支援金等分	278,396	279,096	△700
	3 介護納付金分	90,354	83,250	7,104
	4 子ども・子育て支援納付金分	27,433	-	27,433
4 保健事業費		69,722	72,194	△2,472
	1 保健事業費	10,823	16,547	△5,724
	2 特定健康診査等事業費	58,899	55,647	3,252
5 基金積立金		1	1	0
	1 基金積立金	1	1	0
6 公債費		113	63	50
	1 公債費	113	63	50
7 諸支出金		4,183	4,183	0

(単位 千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較増減(△)
	1 償還金及び還付加算金	4,182	4,182	0
	2 繰出金	1	1	0
8 予備費		30,000	30,000	0
	1 予備費	30,000	30,000	0
歳 出	合 計	4,701,521	4,503,295	198,226

## 令和 8 年度滝沢市後期高齢者医療特別会計予算

令和 8 年度滝沢市の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 768,217 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

滝沢市長 武田 哲

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較増減(△)
1 後期高齢者医療保険料		585,658	485,181	100,477
	1 後期高齢者医療保険料	585,658	485,181	100,477
2 使用料及び手数料		20	23	△3
	1 手数料	20	23	△3
3 繰入金		181,404	151,525	29,879
	1 一般会計繰入金	181,404	151,525	29,879
4 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
5 諸収入		1,134	1,157	△23
	1 延滞金、加算金及び過料	30	30	0
	2 償還金及び還付加算金	1,103	1,126	△23
	3 雑入	1	1	0
歳 入 合 計		768,217	637,887	130,330

歳 出

(単位 千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較増減(△)
1 総務費		18,742	15,028	3,714
	1 総務管理費	18,742	15,028	3,714
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		749,044	622,428	126,616
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	749,044	622,428	126,616
3 諸支出金		431	431	0
	1 償還金及び還付加算金	430	430	0
	2 繰出金	1	1	0
歳 出 合 計		768,217	637,887	130,330



## 令和 8 年度滝沢市介護保険特別会計予算

令和 8 年度滝沢市の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,715,099 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費及び地域支援事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

滝沢市長 武田 哲

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較増減(△)
1 保険料		1,133,223	1,126,957	6,266
	1 介護保険料	1,133,223	1,126,957	6,266
2 分担金及び負担金		3,923	3,224	699
	1 負担金	3,923	3,224	699
3 使用料及び手数料		11	11	0
	1 手数料	11	11	0
4 国庫支出金		839,977	803,938	36,039
	1 国庫負担金	785,853	757,465	28,388
	2 国庫補助金	54,124	46,473	7,651
5 支払基金交付金		1,231,214	1,185,739	45,475
	1 支払基金交付金	1,231,214	1,185,739	45,475
6 県支出金		671,486	646,404	25,082
	1 県負担金	649,732	626,185	23,547
	2 県補助金	21,754	20,219	1,535
7 財産収入		1	1	0
	1 財産運用収入	1	1	0
8 繰入金		835,200	756,640	78,560
	1 一般会計繰入金	721,576	691,402	30,174
	2 基金繰入金	113,624	65,238	48,386
9 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
10 諸収入		63	63	0
	1 延滞金、加算金及び過料	50	50	0
	2 預金利子	1	1	0

(単位 千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較増減(△)
	3 雑入	12	12	0
歳入	合計	4,715,099	4,522,978	192,121

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較増減(△)
1 総務費		92,910	80,185	12,725
	1 総務管理費	25,873	13,882	11,991
	2 徴収費	11,373	13,041	△1,668
	3 介護認定審査会費	55,444	52,998	2,446
	4 趣旨普及費	220	264	△44
2 保険給付費		4,417,191	4,257,391	159,800
	1 介護サービス諸費	4,071,794	3,917,094	154,700
	2 介護予防サービス諸費	105,954	107,844	△1,890
	3 その他諸費	5,393	3,963	1,430
	4 高額介護サービス諸費	117,380	111,616	5,764
	5 特定入所者介護サービス等費	103,731	106,451	△2,720
	6 高額医療合算介護サービス費	12,939	10,423	2,516
3 地域支援事業費		175,880	157,855	18,025
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	141,033	132,401	8,632
	2 包括的支援事業・任意事業費	34,303	25,075	9,228
	3 その他諸費	544	379	165
4 基金積立金		1	1	0
	1 基金積立金	1	1	0
5 公債費		1	1	0
	1 公債費	1	1	0
6 諸支出金		29,116	27,545	1,571
	1 償還金及び還付加算金	703	683	20
	2 繰出金	28,413	26,862	1,551
歳 出 合 計		4,715,099	4,522,978	192,121

## 令和 8 年度滝沢市介護保険介護サービス事業 特別会計予算

令和 8 年度滝沢市の介護保険介護サービス事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,830 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

滝沢市長 武田 哲

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較増減(△)
1 サービス収入		3,152	3,152	0
	1 予防給付費収入	3,152	3,152	0
2 繰入金		3,675	3,502	173
	1 一般会計繰入金	3,675	3,502	173
3 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
4 諸収入		2	2	0
	1 預金利子	1	1	0
	2 雑入	1	1	0
歳 入 合 計		6,830	6,657	173

歳 出

(単位 千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較増減(△)
1 事業費		6,829	6,656	173
	1 介護予防支援事業費	6,829	6,656	173
2 諸支出金		1	1	0
	1 繰出金	1	1	0
歳 出 合 計		6,830	6,657	173